

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	平成25年10月7日 政策調整会議	
開催日時	平成25年10月7日(月) 午前10時13分～11時57分	
開催場所	市長公室	
出席者	<p>星野審議監（秘書担当）、田中審議監（政策企画担当）、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、内田議会事務局長、谷井学校教育部長、田中生涯学習部長、内田監査委員事務局長、松本副審議監（検査室長）、小野里副審議監（出納室長） （担当課1） 上野総務部次長兼財政課長、濱同課主幹兼課長補佐兼予算係長 （担当課2） 金丸総務部参事兼職員課長、奥山同課長補佐、新井同課人事研修係長、高田同課給与厚生係長 （担当課3） 村山政策企画室長、同室政策企画係又賀主査、同室同係櫻井主査 （事務局） 佐藤政策企画室主幹兼室長補佐、同室政策企画係濱野主事</p>	
会議内容	(1)平成26年度当初予算編成方針について (2)朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例について (3)旧憩いの湯施設有効利用検討報告書について (4)第5次朝霞市総合振興計画策定方針について	
会議資料	(1)平成26年度当初予算編成方針 (2)朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例 (3)旧憩いの湯施設有効利用検討報告書 (4)第5次朝霞市総合振興計画策定方針	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	■要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁		
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

1 平成26年度当初予算編成方針について

【説明】

（担当課1：上野）

資料1の1は、内容として大きく分けると「我が国の経済情勢」と「本市の財政状況」と「予算編成の方向性」である。特に、本市の財政の硬直化が一層進んでいることや財政調整基金が極めて低水準であり財政状況が厳しい局面を迎えていることから、全職員がこの厳しい状況を認識して英知を結集すべきことを書き記している。

なお、従来、歳入歳出ギャップを解消するために財政調整基金からの繰入金と前年度繰越金で調整を図っていたが、平成26年度については財政調整基金の残高が少ないことから今までのような方法を取ることができない。したがって、収支ギャップの解消を図るためには、歳出を削減させるしかないという非常に厳しい状況である。

2ページ目以降については、「基本原則」「歳入に関する事項」「歳出に関する事項」が主な内容となっている。

各項目の主な点として、まず基本原則は、選択する事業は、第4次朝霞市総合振興計画実施計画の対象となる事業であること。予測される歳入歳出等を漏れなく計上し、国の動向を的確に把握すること。施策全般について、行政評価に基づき、効果等を十分検討し、事務事業の見直しを行うこと。「市単独の支援制度」については、毎年度見直しを実施して、各部署で十分に検討したうえで予算要求を行なうこと。機構改革により事務が他課へ移る場合は、機構改革前の従前の課が予算計上すること。消費税については、予算見積もりにあたっては8%で計上することである。

歳入に関する事項については、的確な収入見込み額を計上すること。未収金、滞納繰越金の縮減に努めること。国・県の動向を的確に把握し、国・県の補助金が削減・廃止された場合には、事業の廃止・縮減を前提に十分検討することである。

歳出に関する事項については、「需用費」、「役務費」について引き続いて枠配分を実施すること、補助金については「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針」に基づき、各部署で十分に検討の上、予算計上すること。その他前年度の実績にとらわれることなく、その必要性を再度見直し、適正な額を見積もることである。

なお、この予算編成方針については、政策調整会議及び庁議で承認をいただいた後、実施計画の採択結果と併せて10月21日月曜日に通知し、11月12日火曜日正午を予算要求締切日と考えている。

（担当課1：濱）

枠配分予算については、平成26年度についても、引き続き一般会計及び水道事業会計を除いた特別会計を対象として実施したいと考えている。

平成26年度の枠配分予算については、平成22年度から平成24年度の決算における執行率と平成25年度の当初予算額を参考としているほか、例年にも増して厳しい状況であるので、支出の不確定な修繕費等についても精査している。

なお、新規事業や制度変更、隔年での実施などにより、需用費、役務費が配分額を超えて

しまう場合には、財政課長査定において調整する。

【意見等】

(田中生涯学習部長)

枠配分については、財政査定の際に、枠配分の中で収まればよいのか。

(担当課 1 : 上野)

需用費と役務費については、基本的に枠配分の中での実施としている。政策企画室のヒアリングにおいて、できるだけ削減していただきたいが、枠配分を超えているものについては、財政査定でヒアリングさせていただく。

(安田福祉部長)

「2. 本市の財政状況について」で「市税や私債権の」と表現しているので、「1 基本原則」(5)の「市税の」という表現について、「等」を入れた方がよいのではないか。

(担当課 1 : 上野)

修正する。

(健康づくり部長)

枠配分について、前もって各課に周知して良いか。

(担当課 1 : 上野)

構わない。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

2 朝霞市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例

【説明】

(担当課 2 : 金丸)

まず導入の目的は、本市における正規職員以外の職員の任用については、臨時職員制度のみ運用しているが、運用上、臨時職員の継続任用が実質的に常態化し、地方公務員法との整合性の面で問題が生じている。また、臨時職員の中で、常勤的に勤務する者もあり、こうした臨時職員の待遇改善を図ることが喫緊の課題となっている。

そこで、今般、一般職非常勤職員制度を導入し、こうした臨時職員を一般職非常勤職員として任用することで、地方公務員法に沿った運用を行うものとし、また、報酬の月額制の導入や休暇などの勤務条件について条例で整備することで待遇改善を図るものとし、地方公務員法及び地方自治法を遵守した運用を行うことを目的とする。

条例制定の趣旨としては、現在、正規職員の給与については「朝霞市職員の給与に関する条例」、勤務条件等については「職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」において規定されているが、一般職非常勤職員等の給与、勤務条件については、正規職員の制度とは異なるため、新たに条例を制定するものとする。

内容としては、一般職非常勤職員等の報酬及び賃金の額、費用弁償、支給方法、勤務時間、休暇等について規定を設けるものとする。

一般職非常勤職員、臨時的任用職員の定義として、一般職非常勤職員とは、地方公務員法

第17条第1項の規定により任命する一般職員のうち、勤務時間が短い職務に従事し、地方公務員等共済組合法及び地方公務員災害補償法に規定する職員以外の職員である。臨時的任用職員とは、地方公務員法第22条第5項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員である。

任用期間、更新、再度任用について、一般職非常勤職員は、任用期間は1年間で公務の能率的運営を確保するため必要がある場合で、かつ、勤務成績が優秀である場合は、再度任用ができる。臨時的任用職員については、任用期間は6ヶ月、育児休業代替職員は1年とする。ただし、6ヶ月を超えない期間で1回更新することができる。再度任用はできない。

給与について、一般職非常勤職員の場合は、給与として時間額、日額、月額報酬を定めた。条例では、報酬の時間額、日額、月額の下限額及び上限額を規定し、詳細については、職種別に規則で定める。時間額報酬は、920円から2,000円を超えない範囲内で、日額報酬は、6,900円から15,500円を超えない範囲内で、月額報酬は、140,700円から325,500円を超えない範囲内で定める額とする。

月額報酬対象者は、特別賃金を支給している週30時間以上勤務の者とし、現在の特別賃金分を平準化し月額報酬の中に盛り込む。

通勤に係る費用として費用弁償を定める。

時間外勤務の手当として割増報酬を定める。

臨時的任用職員の場合は、給与として時間額の賃金を定める。

条例では、時間額賃金の下限額及び上限額を規定し、詳細については、職種別に規則で定める。時間額賃金は、920円から2,000円を超えない範囲内で定める。

特別賃金は支給しない。

通勤に係る費用として費用弁償を定める。

時間外勤務の手当として割増賃金を定める。

勤務時間について、一般職非常勤職員は1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が37時間30分を超えない範囲とする。

臨時的任用職員は、1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が37時間30分を超えない範囲とする。ただし、特に必要と認める場合は、1日7時間45分を超えず、かつ1週間当たりの勤務時間が38時間45分を超えない範囲内とすることができるとする。

年次休暇については、一般職非常勤職員等に対し、労働基準法に基づく年次有給休暇を付与する。

特別休暇については、一般職非常勤職員等に対し、公民権の行使、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により一般職非常勤職員等が勤務しないことが適当である場合において、特別休暇を付与する。

施行年月日については、平成26年4月1日である。

【意見等】

(内田議会事務局長)

今の臨時職員の対応はどのようになるのか。

(担当課2：金丸)

現在、臨時職員については、地方公務員法第22条第5項の中で対応しているが、この法律の中では、一度だけ、半年まで更新することが出来るとなっているが、朝霞市の場合は、再度任用する場合は、1日空けて任用している。労働基準法によると、継続任用になってしまい、地方公務員法第22条第5項に抵触する可能性が生じている。ただし、実際に臨時職員の雇用を中断するのは不可能であるということから、地方公務員法第17条を解釈し、一般職非常勤職員制度を条例で定めることとした。現在雇っている大体の職員は、一般職非常勤職員に移行することになる。

(中村健康づくり部長)

資料の「任用」の中で、一般職非常勤職員は「競争試験又は選考により任用する。」、臨時的任用職員については「選考等により任用する。」と表記しているが、「等」の表現の違いについて教えていただきたい。

(担当課2：金丸)

地方公務員法に規定されている内容を採用している。

(内田議会事務局長)

職員の管理体制はどのようになるのか。

(担当課2：金丸)

実際の運用に関して基本的には、現在と同じように対応していただく。

(中村健康づくり部長)

県内他市の状況について教えていただきたい。

(担当課2：金丸)

ほとんどの自治体は実施していない。なぜ、条例を制定するかと言うと、平成22年9月に大阪府茨木市で、臨時職員の条例に基づかない給与支払いは違法だと、最高裁判所の判決が出たことに由来する。法令を遵守するためには、条例化しなければならない。県内で条例化している自治体は、所沢市、鶴ヶ島市、飯能市、新座市、和光市であり、条例の内容は、自治体によってさまざまである。

(佐藤市民環境部長)

比較表をみるとほとんど変更がないように見える。臨時職員の待遇改善を図るとあるが、具体的にどのように図っているのか教えていただきたい。

(担当課2：金丸)

一般職であれば、週30時間以上勤務の場合は、時間額賃金から月額報酬へ移行した。現在の特別賃金について、疑義があったため、月額報酬の中に盛り込んだ。よって、年間の収入見込みが増える。休暇について、特別休暇は内容を充実させた。年次休暇は、任用から6ヶ月後に付与されていたものを、任用の際に付与することとした。

(中村健康づくり部長)

平成26年4月1日施行であるが、今いる臨時職員の方たちへ制度移行による、意向の確認をきちんととっているのか。

(担当課2：金丸)

今いる臨時職員に対しては、8月に制度の概要等についての職員コメントを行っている。また、今月も正規職員並びに臨時職員に対しての説明会を10月下旬に行う予定である。

(田中生涯学習部長)

正規職員の産休等によって、雇い入れた臨時職員について、正規職員が休暇を延長した場合、1年なら延長できるが、更に延長するとなった場合、1ヶ月の期間をあげなければ、同一人を採用できないという考えで良いのか。

(担当課2：金丸)

その通りである。臨時職員は、あくまでも補助的な職員であるとする。

(佐藤市民環境部長)

平成26年度から報酬と賃金について、予算科目が変更となるが説明等はどのようなになっているのか。

(担当課2：金丸)

10月22日に各所属に対して説明会を開催する予定である。

(田中生涯学習部長)

朝霞市社会福祉協議会や朝霞市文化・スポーツ振興公社は賃金など市に準じているが、内容について周知するのか。

(担当課2：金丸)

12月議会で議決を得られれば通知する。

(安田福祉部長)

昇給はあるのか。

(担当課2：金丸)

職務はあくまでも、職員の補助なので、昇給は考えていないが、今後、検討する余地はある。

(関根会計管理者)

和光市と新座市との違いはあるのか。

(担当課2：金丸)

和光市は地方公務員法3条3項の特別職という形で条例を制定している。新座市は、一般職非常勤職員という名称で定めているが単独条例ではなく、給与条例の中に盛り込んでいる。

(安田福祉部長)

経験加算はしないのか。

(担当課2：金丸)

あくまでも職員の補助なので考えていない。

【結果】

- ・原案のとおり、庁議に諮ることとする。

3 旧憩いの湯施設有効利用検討報告書について

【説明】

(担当課3：村山)

憩いの湯は、平成17年に、浴場からの漏水が判明し、平成18年4月をもって、温浴施設としての営業を休止し、その後、検討委員会を設置するなど、施設の有効活用について検討を行ってきた。平成24年7月には、市の公共施設という範疇にとどまらない、より広範

な発想に立った有効活用のアイデアを民間事業者に対して広く募った結果、6団体から50件の提案があった。その提案を基に憩いの湯について、調査、研究を行った。

平成17年12月に行った検討委員会の中では、「8億円の改修費を投じて、入浴施設として継続することが望ましい。」という結論が出たが、1年後、具体的に指定管理を導入するに当たって再度検討した結果、同様の温浴施設の乱立などを踏まえて、入浴施設として継続することは困難であるとの結論に至った。

平成20年1月には、新たな検討委員会を立ち上げ、検討した結果、約3億円をかけて複合施設としてリニューアルするとなったが、3億円というと、通常の集会施設であれば、新設出来る費用であり、また、地元の意見を踏まえた結果ではあったけど、地元としては、集会施設に困っていないということも踏まえ、最終的には財政的見地から事業を凍結するという事になった。

昨年行われたアイデア募集については、市が直接行うということにとどまらず、事業主体を民間企業等あるいは市と民間企業等がコラボレーションしてなにか行えないかという意見募集をした。

検証の第一段階として、地元の上、下内間木町内会に50提案の中から18提案まで絞り込みを行ってもらった。

第二段階として、18提案に対して、地元意見を参考に、庁内でさらなる検討を行い、課題は残るものの実現の可能性があるものについて、7提案まで絞り込みを行った。具体的な内容としては、福祉の拠点となる提案、文化・芸術の拠点となる提案の7提案である。

第三段階としては、最終的な検討を行い、市及び地元により有益な事業として、活用に踏み切れる提案はないとの結論に至った。検討にあたって考慮した点は「市民ニーズや内間木地域における必要性が高いか。」「関係法令による許可、認可、同意の可能性や許可等を得られるまでの時間はどうか。」「当該施設の現状と規模を踏まえた上で、費用対効果を見込めるか。」といったことである。

実際に、憩いの湯を活用したいということで民間事業者が施設を見学に来たが、建物自体はしっかりしているが、機械設備関係の大幅な改修が必要であり、また、規模が大きすぎるといったことなどから、具体的な活用に踏み切るのは難しいとのことであった。

憩いの湯は、風呂を除いて、建物として使える最低限度の改修費用は、約1億3千万円である。当然、用途にあった施設に改修するわけではない。

従って、今後は施設を活用するという発想ではなく、この土地を活用することに方向を転換し、憩いの湯施設を解体、更地にして新たな事業展開をするための種地にすることが現実的であるとの結論に至った。

なお、施設の解体には高額な費用、約9千9百万円がかかることから、解体費用が確保できるまでは、施設を市で暫定的に利用する方向で検討する。

【意見等】

(内田監査委員会事務局長)

解体費用の見通しはついているのか。

(田中審議監)

総務省が未利用施設の解体について、起債を起こせるといった制度作成を検討している。

その制度が確立されれば、制度を利用して解体したいと考えている。

(小林総務部長)

解体するまでの間、暫定的に利用する場合は、どこが所管するのか。

(田中審議監)

普通財産なので、財産管理課である。旧第四小学校跡地のように、周知して積極的に貸し出しすることは考えていない。

(内田議会事務局長)

この報告書の位置付けは、どうなっているのか。

(田中審議監)

政策企画室で検討してまとめた報告書である。

(安田福祉部長)

13ページの11行目「解体費用が確保できるまでは」の表記は削除したらどうか。

(担当課3：村山)

削除する。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

4 第5次朝霞市総合振興計画策定方針について

【説明】

(担当課3：村山)

平成23年の地方自治法の改正により、総合振興計画の策定義務はなくなったが、今後も総合的な行政運営が必要なことから、第5次計画を策定することとなった。策定自体は、各自治体に任せられており、どのように策定していくのかという入口論の意見をいただくケースが増えている。今回の策定方針自体も審議会の意見を聞きながら策定していく。

すでに審議会は3回行っているが、策定方針自体を大枠のものとし、意見を反映させやすいような具体的な計画期間や構成自体は決めていない。その辺を委員の意見聞きながら進めていきたいと考えており、ここが従来と大きく異なる点である。

総合振興計画の開始が平成28年度からというのは動かせないが、10年計画にするのか、20年計画にするのかというようなことを審議会から意見としていただく。ちなみに、審議会の中では、従来通り10年間の計画という意見が出ている。

基本的な考え方の中で、これまでと違うのは、基本構想の法的な位置づけがなくなったということである。法的に位置づけるため、議会の議決をもって市民サイドに持っていくということで、条例制定を目指す。自治基本条例の中に入れ込むといったパターンを目指しているが、場合によっては、総合振興計画単体の条例制定を目指す。

指標については、外部評価委員会の中でもわかりにくい指標になっているとの指摘があるので、市民の意見を聞きながら見直しを図る。

個別計画との関連性として、現在、都市計画マスタープランを同時に見直しているが、まちづくりという共通部分があるので、お互い情報を共有している。その他の個別計画について、計画期間を同じにするというのは、難しい点もあるので、主要な柱立てについては、可

能な限り共通のものにしていく。

責任の明確化というのは、現行の組織機構と総合振興計画の施策体系との対応が入り組んでいる、分かりにくくなっている状況である。特に、大綱2の生活環境については、総務部、市民環境部、都市建設部と三課にまたがっている状況である。中柱にしても、どの部が主管になるのかわかりづらいということもあるので、可能な限りについて明確化することとした。

策定体制は、全体的な構成は従来通りであるが、市民の参画の中の市民懇談会について、基本構想の部分は、政策が中心となって着手するが、基本計画段階では、庁内策定部会が主管となって、分野別にまとめる。個々の個別計画との兼ね合いもあるし、それぞれの現場の方向性もあるので、市民とのやりとりの中でまとめていただきたい。その際は、もちろんコンサルや政策がサポートする。具体的な決め方については、現在、検討中である。

庁内策定部会については、各部長に入ってください。

スケジュールについては、来月、職員説明会を開催して、その後、庁内策定部会を中心とした、第4次総合振興計画の総括に入る。最初は、基本構想であるので、政策中心に行い、年明けには基本構想の見直しの論点整理に入る。基本構想と基本計画の策定を同時に行っていく。最初に基本構想をある程度固めて、基本計画に入っていく。

素案の作成自体は、平成27年2月を予定し、8月に庁議で確定させ、9月の議決をもって決定する。

【意見等】

(内田議会事務局長)

庁内策定部会の中で、「部長を庁内部会長に」とあるが、どのような取扱いをするのか。例えば、総務部会のように複数の部長がいる場合どうなのか。

(担当課3：村山)

複数部長がいる部会については、部会長を互選していただく。部長は、全員入っていただく。

(内田議会事務局長)

(3) 議会、②意見募集の中で、全員協議会とあるが、いつ頃、全協開催を考えているのか。

(担当課3：村山)

平成27年2月頃、パブリック・コメントの前に行う予定である。

【結果】

一部修正のうえ、庁議に諮ることとする。

【閉会】